



論説 人権と司法府の役割シンポジウム : ? . 趣 旨説明

著者	辻 雄一郎
雑誌名	筑波法政
巻	70
ページ	1-7
発行年	2017-06
その他のタイトル	Symposium The Role and Function of Judicial Branch for Protecting Human Rights : I. Statement of Purpose
URL	http://hdl.handle.net/2241/00146729

人権と司法府の役割シンポジウム

- I. 趣旨説明 筑波大学 人文社会系 准教授 辻雄一郎
- II. 基調報告 北海道大学 名誉教授 高見勝利
- III. Challenges in Leveling ADR Playing Field : International Enforcement of Mediated Settlement Agreement, Sorawit Limparangsri, Judge of Office of the President of the Supreme Court, Thailand
- IV. Out-of-Court Mediation : The Alternative to Medical Malpractice Litigation – Thailand Perspectives, Tidarat Narintarankul Na Ayudhaya, Judge of the Office of the President of the Supreme Court, Thailand
- V. Employment Promotion of People with Disabilities in Korea, Bokgi Kim, Professor, Seoul National University School of Law
- VI. 閉会の辞 関西大学 名誉教授 孝忠延夫

I. 趣旨説明

辻 雄一郎

1. シンポジウムの趣旨

2016年11月10日と11日にわたり人権と司法府の役割と題する国際シンポジウムを筑波大学東京キャンパスにて開催した。アジア太平洋地域、諸国から研究者と実務家の総勢10名から構成された。本シンポジウムの趣旨は、日本を取り囲むアジア・太平洋地域、諸国の議論を我が国の参考にすることである。

憲法は国の基本法であり、人間の尊厳は普遍的な原理であり、国境を越えた原理である。そして、人権は、普遍的であり、不可侵であり、国家によって与えられる

ものではない。国際社会は、広く人権問題を取り扱ってきた。アジア太平洋地域の法律実務家、研究者は協力してこの問題に取り組まなければならない。日本国憲法では、司法院の役割は、対立当事者間の紛争に具体的事件に法を解釈、適用し、これを宣言する国家作用であるとされる。しかしながら、現在、裁判所はこれ以上の役割を期待されている。

第一に、裁判所は法を宣言するだけでなく、後見的な立場から代替的な解決案を提案したり、適切な解決策を提唱したりする。

第二に、社会権は憲法では「国家による権利」と理解されている。しかし、いったん法律によって具体化された場合、「社会権の自由権化」として裁判所は、具体化された権利侵害を慎重に司法審査する。また、国会に対する立法裁量には限界が存在する。例えば、韓国も同様である。

第三に、知的財産の分野では、複雑な知的財産の争点を扱う専門性を備えた裁判官を東京高等裁判所に知的財産高等裁判所を設置した。台湾にも知的財産に関する裁判所が設立されている。

第四に、中国では、行政事件訴訟法が改正され、対象範囲が拡大され、政府の違法行為を審査できるようになった。

第五に、タイランドでは、医療過誤の事案では、法解釈だけではなく、裁判所が調停のような代替的な紛争解決案を提示することで患者は、裁判所を利用しやすくなった。

立憲主義は、司法審査を通じて維持される。憲法の三大原理は、平和主義、国民主権そして基本的人権の尊重である。裁判所は、議会の多数派から排除される少数者の基本的人権を守るために働かなければならない。

そうであるならば、今日、裁判所は、単なる「法の宣言」だけではなく、具体的な紛争に「適切な救済」を与える機関として定義されるべきである。裁判所が適切な救済を与え、人権侵害を認定して、人間の尊厳を確保することができるだろうか。

日本では、2016年6月に、自民党が、衆議院と参議院双方で多数派を占め、憲法改正が現実化しようとしている。日本国憲法改正は、我が国だけではなくアジア太平洋地域、諸国でも論争を招く主題である。

今回、アジア太平洋地域、諸国の実務家、研究者を招いて、我が国の抱える問題の解決策の糸口を探ることがシンポジウムの狙いである。

2. プログラムの概要

シンポジウムの前に、本シンポジウムの趣旨が適切かどうかの議論を行い、趣旨を確定させた。シンポジウム当日には、まず辻 雄一郎から謝辞があり、本趣旨に基づき、基調講演を北海道大学名誉教授の高見勝利先生を日本語で行い、本学の学生3名が通訳した。それぞれ招聘された研究者はシンポジウムの趣旨に従い、報告した。

タイランドの Sorawit Limparangsri 裁判官、Tidarat Narintarangkul Na Ayudhaya 裁判官が講演した。その後、早稲田大学の石田京子准教授、ソウル国立大学の Bokgi Kim 教授が講演して、昼食を迎えた。

昼食を挟み、午後は、台湾知的財産裁判所の Sung-Mei Hsiung 裁判官が講演し、オーストラリアのクィーンズ工科大学の Leon Wolf 准教授が講演した。

午後に到着された明治大学の Lawrence Repeta 教授は、熱く議論されたあとに、インドネシア大学の Harkristuti Harkrisnowo 教授が講演した。中国の Wang Xixin 裁判官は、北京大学の教授でもあり、講演した。最後に辻 雄一郎がこれまでの議論をまとめ、閉会の辞を関西大学名誉教授の孝忠延夫教授が行った。議論は英語を原則に、ときおり、日本語を交えて行われた。非常に実りのある議論が行われた。

2日目は、日弁連を訪問した。石原 真二副会長と面談を行い、嘱託弁護士金の金弁護士が通訳とファシリテーターを担当した。

3. 各登壇者の報告概要

Sorawit Limparangsri 裁判官の報告

調停や和解は、国際商事紛争で長らく効果的な道具のひとつであった。厳しい敵意を乗り越えて和解や調停は当事者に解決策を提供してきた。ただし、望ましい水準まで調停や和解が到達しているとは言えない。調停された和解同意を執行する国際的な枠組みは広く採用されてはいない。この状況では、調停を効果的な紛争解決機能として提供できないだろう。他方、和解もそれぞれの国家の国内法を検討しなければならない。いかなる紛争も規律するメカニズムを提供すべきか、あるいは、特定の種類の紛争、たとえば商業的な性質を備えた紛争だけに限定するべきかどうか、が問題になってきた。次に、和解が同意に至ったのちの義務の執行も問題に

なってきた。義務の中には執行が難しい種類もある。幾つかの国の方は、非・金銭的な義務の執行に制限が存在しているかもしれない。極めて困難な問題は、当事者が執行に抵抗する場合である。

最後に、紛争解決のための新しい道具は、どのようなかたちをとるべきか、モデルロー、ガイドライン、それとも条約であるべきだろうか。様々な国家の関心事を調整する模範となる法が望ましいが、それにも限界がある。当事国が尊重し、同意を執行し、拘束力を備えることが期待される。新しい条約は国境を越えて法的に執行可能な条件を示し、必ず国際的な商事紛争に明確なメッセージを送るだろう。

Tidarat Narintarankul Na Ayudhaya 裁判官の報告

タイランドは、旅行者が治療のために訪れる国として知られている。再建手術、心臓手術、健康診断などの医療の専門性と施設はきわめて高度な水準を誇っている。タイランド政府は、健康医療サービスのハブとして展開する政策をとってきた。その結果、タイランドの民間の病院は外国政府と契約を締結し、治療を施すように至った。これらの病院は、欧米で必要とされるだろうと同じ治療費を請求している。この点は、日本も同様である。

この動きの中で、医療過誤に基づく被害が問題になってきた。患者は、自分の利用できる法的サービスを理解しておく必要がある。治療中に何らかの過ちが生じて、患者が死亡する場合がある。

連邦最高裁の判決は、いまだ議論されており、多くの医療過誤訴訟が審理中である。タイランドの裁判所は、ADR（alternative dispute resolution）を提唱している。初期の段階で用いる調停は、医療過誤において訴訟よりも非常に有益である。医療従事者は、評判が傷つくことを恐れ、患者は、社会で患者としての社会的烙印を押されることを恐れている。調停では、仲裁人の助けで、解決に向けた意思疎通、交渉、あるべき解決法を模索できる。

石田京子准教授の報告

調査に基づき ADR に日本人がどのような印象を抱いているかを検討する。日本は ADR を促進するために法律を制定したが、日本人は ADR をそれほど積極的に用いていない。なぜ日本人は ADR を頻繁に用いないのか。ADR 研究班は10人の学者から構成され、2014年10月から2016年2月まで調査を実施した。本報告では、こ

これらの調査から得られた知見を概観する。回答の80パーセントがADRの言葉を知らなかった点は驚きである。弁護士や弁護士会は、ADRとの連結子として働いていないことを示している。ADRを実際に利用した者はADRについて満足していることに照らせば、本報告は、ADRを市民に教えるのは弁護士そして弁護士会の義務であると考えられる。

Bogki Kim 教授の報告

本報告では、社会権と社会保障に関する司法審査を検討する。とりわけ障害を有する者にとって、仕事を得るということは、ただ職業に就くこと以上の意味を持っている。政府は障害を有する人々の雇用を促進するために、障害を有する低所得者に対しては課税額を下げ、福祉厚生を改善しようとしてきた。しかし、障害者の雇用促進は単純な問題ではなく、政治的、社会的枠組み、経済的資源、社会福祉の歴史的な背景が検討されなければならない。

割当て制度が1990年に採用され、障害者に不平等な状態を改善することになった。しかしながら、この割当て制度は、長期的に見て効果的ではないことから批判されている。割当てを採用しても依然として、障害者の雇用率は低いままである。割当てを課すことで、障害を有する労働者は同等の業務では競争できない、という社会的烙印を押すことになる。

差別禁止の枠組みを追加することが障害者を保護することになる。2007年法は、現実の障害者と潜在的障害者の間の現実の平等を確保しようとしている。差別禁止の枠組みを採用してもなお障害者の雇用義務づけは維持されなければならない。

Sungmei Hsu 裁判官の報告

知的財産法の分野で、特定の利益を調和させることは国際的な経済取引の歴史と関連してきた。グローバル化し、情報化する社会において、異なる知的財産の枠組みは調和しつつある。本報告では、知的財産の紛争を扱うために中央に集権化された裁判所を設立することが調和の道筋をつける。台湾の知的財産裁判所は、設立以来8年（報告当時）を経た。台湾の司法制度に斬新な設計をもたらした。本報告では、台湾知的財産裁判所の機能を検討し、アジアの他国の裁判所と比較する。

Leon Wolf 准教授の報告

「ポピュラー・カルチャーを通じての法意識」では、法意識とは、分祖をフォーマルかインフォーマルで解決しようとする態度や心構えをいう。統計資料、アンケート調査を通じて日本とオーストラリアの法意識を比較した。日本にもオーストラリアにも多くのテレビドラマや映画が存在している。これらのポピュラー・カルチャーは、法文化を反映している。他国の法制度を理解するには、その国の法文化を探ることが必要である。ただし、このような研究手法には一定の批判があった。これらの批判を乗り越える方策が示された。

Harkristuti Harkrisnowo 教授の報告

インドネシアは、人権規定をすでに法律に組み入れ、法曹に人権保障の実現を義務付けている。憲法はただの文書ではなく、インドネシア社会の抱える現在の価値観を反映する「生きた文書」である。国家が遵守し、その保障を妨げてはならない権利（non-derogate rights）が憲法に明記されている。立法者の法起草にかかる経緯や議論は、法解釈のひとつの指針となる。裁判所が、どのように法律を実現しているのか、を検討した。

Lawrence Repeta 教授の報告

米国でも立憲主義は、憲法は権力を制限する役割を担っている。法の支配は、人類の歴史の中で獲得された概念である。これに対する2014年の安倍政権の言葉は、論争を招いている。

Wang Xixin 教授、裁判官の報告

憲法の権利は一般的であり、裁判所では実際に適用は意識されていないといわれる。憲法上の権利規定は直接、適用されるのではなく、実際には1990年に改正された行政事件訴訟法が憲法上の権利を保護するために機能している。中国でも、個人が政府の行為を裁判所で争うことができる。財産権、言論の自由といった憲法上の権利侵害が争われている場合は裁判所が司法審査を行使する。裁判所で憲法上の権利に言及するかどうかは戦略の問題であり、あえて憲法上の権利に言及することなく憲法上の権利を具体化して、保護できるようになってきている。

4. フロアの議論の概要

タイランドの Sorawit Limparangsri 裁判官、Tidarat Narintarangkul Na Ayudhaya 裁判官の議論は続く石田京子准教授の話と関連し、紛争解決をめぐる裁判所、そして弁護士役割が注目された。憲法学上、裁判官には法形成機能を担っている、という指摘がある。タイランドでも日本でも、日常の事件処理において、裁判官は自らの事件解決が大きく社会を変動させることを意識して法解釈を行っているわけではない、という指摘があった。とくに情報の非対称性は、医療現場の医師と患者だけではなく、司法に対するアクセスでも同様ではないか、ADR はその格差を解消するのではないか、という指摘があった。

Bokgi Kim 准教授は、韓国の憲法裁判所の研究官であり、社会保障の専門家である。障害を有する者が職を得る環境や社会的背景は、日本と非常に共通している点が指摘された。社会保障を具体化する法律は議会で制定される。具体化された社会保障をめぐる訴訟での平等原則との調整は、裁判所に困難な判断を迫ることになる。

Lawrence Repeta 教授は、このシンポジウムの開催日にトランプ大統領が誕生し、大きな衝撃を語った。

(人文社会系准教授)